

## 野田市子ども未来教室事業業務委託仕様書

1 委託事業名 野田市子ども未来教室事業業務委託

### 2 事業の目的

本業務は、本市の市立小学校及び中学校において、令和7年度をもって一斉の土曜授業を終了し、児童生徒一人一人が自分に合った土曜日の過ごし方を選択し、自分の可能性を広げていくこととすることから、土曜日の過ごし方の一つとして、学校に行って勉強したいと希望する小学校の児童及び中学校の3年生生徒に対し、土曜日における学習機会を提供することを目的とする。

具体的には、実施する市内各小中学校の空き教室や特別教室、または公民館を活用して、学校や地域と連携しながら、地域住民や大学生等の講師による学習支援を実施するものである。

なお、中学3年生に対しては、高校受験対策につながる学習支援を実施するものである。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 実施内容

#### (1) 学習支援の内容

受託者は、小学生に対しては国語と算数、中学3年生に対しては英語と数学のテキスト（紙の教材）を用意し、参加する児童生徒に配付する。

受託者は、児童生徒が配付された教材を解き進めていく中で、分からぬところへの質問に対応するかたちでの学習支援を行う。委託者が児童生徒に提供しているタブレット端末内の教材（「ドリルパーク」（株）ベネッセコーポレーション）等を活用することも可とする。

また、受講児童生徒の学習の悩み等に対する相談にも対応すること。

なお、中学3年生に対しては、高校受験対策につながる学習支援を実施すること。

#### (2) 参加児童生徒の入退室の管理

児童生徒が入退室する際には、利用簿に学年・組・入室時間・退室時間を会場責任者が記入するなど、入退室の管理を徹底すること。

#### (3) 子ども未来教室開始前の準備・終了後の片付け・鍵の管理

会場となる実施場所において、開錠及び子ども未来教室開始前に必要な準備

を行うこと。また、子ども未来教室終了後に、実施場所の片づけや簡易な清掃を行い、施錠すること。会場の鍵の管理を確実に行うこと。なお、会場が公民館である場合は、鍵の管理は施設管理者が行う。

(4) 参加児童の健康管理・安全管理

児童生徒に事故のないよう十分に配慮するとともに、万一の事故や体調不良に対して適切な処置を行うとともに、必要な場合は保護者、委託者、学校、医療機関等に連絡すること。

(5) 緊急時の対応

災害等緊急時における対応マニュアルを作成するなど、十分な準備を行うこと。

(6) 保護者への対応

保護者からの問い合わせに対応するとともに、必要な連絡調整を行うこと。

(7) 学校への対応

本事業を円滑に実施するため、各小中学校と必要な連絡調整を行うこと。

(8) 日誌の作成

当日の現場担当スタッフは、終了後に日誌を作成すること。

(9) 終了後の下校対応

小学生については、子ども未来教室の終了後、保護者による児童の迎えに際し、保護者名を確認のうえ、児童を引き継ぐこと。

## 5 実施体制（配置スタッフ）

配置人員	役割分担
統括コーディネーター（運営責任者）	小学生の部・中学3年生の部 各1人 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業の総括</li><li>・地域コーディネーターや学習支援員の募集選定配置、人材育成</li><li>・委託者、学校、保護者等、関係者の連絡調整</li><li>・その他、事業の実施に関し必要な事項全般</li></ul>
地域コーディネーター（業務責任者）	小学生の部・中学3年生の部 各2人 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業の企画</li><li>・進捗管理</li><li>・教材準備</li><li>・学習支援員の活動支援</li><li>・その他、事業の実施に関し必要な事項</li></ul>
学習支援員	各会場ごと、実施日ごとに児童生徒10人につき1人以上。10人以下の場合は2人以上。※ <ul style="list-style-type: none"><li>・実施会場における学習等にかかる指導・助言及び学習相談への対応</li><li>・児童生徒の安全確保、保護者への児童の引継ぎ</li><li>・実施会場の準備、後片付け</li><li>・その他、事業の実施に関し必要な事項</li></ul>

会場責任者	各会場に1人とし、学習支援員のうち1人が兼務する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会場における学習支援員の責任者として学習支援の実施に当たる。</li> <li>・各会場の鍵を管理し、開錠・施錠を行う。</li> <li>・当日の児童の出欠管理及び学習支援の実施状況の記録（日誌）の作成</li> </ul>
-------	---------------------------	--

※配慮を要する児童生徒の受け入れに当たり、既に配置している学習支援員では対応が難しく、学習支援員の増員を行う場合は別途協議することとする。

## 小学生の部

### 6 対象

本事業により学習を希望する市内の市立小学校に通う1年生から6年生までの児童（特別支援学級在籍の児童を含む）とする。登録見込み人数は別紙1のとおりとする（定員は設けない）。

### 7 実施場所

	実施場所	所在地	対象
1	中央小学校	野田市野田 611	中央小学校の児童
2	宮崎小学校	野田市宮崎 55	宮崎小学校の児童
3	東部小学校	野田市鶴奉 220	東部小学校の児童
4	南部小学校	野田市山崎 1503	南部小学校の児童
5	北部小学校	野田市谷津 25-1	北部小学校の児童
6	川間小学校	野田市中里 934	川間小学校の児童
7	清水台小学校	野田市清水 773	清水台小学校の児童
8	柳沢小学校	野田市柳沢 139	柳沢小学校の児童
9	山崎小学校	野田市山崎 2733	山崎小学校の児童
10	岩木小学校	野田市岩名 2-12-1	岩木小学校の児童
11	尾崎小学校	野田市尾崎 1415	尾崎小学校の児童
12	七光台小学校	野田市七光台 20-1	七光台小学校の児童
13	みづき小学校	野田市みづき 3-2-3	みづき小学校の児童
14	木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640	木間ヶ瀬小学校の児童
15	二川小学校	野田市桐ヶ作 464	二川小学校の児童
16	関宿小学校	野田市関宿台町 171	関宿小学校の児童
17	関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	関宿中央小学校の児童
18	福田公民館	野田市瀬戸 970-1	福田第一小学校の児童 福田第二小学校の児童

		ニツ塙小学校の児童
--	--	-----------

## 8 実施日

原則として第2・第4土曜日に9会場ずつ（A・Bグループにわけて）実施するものとし、会場ごとの実施日については令和8年2月末までに委託者において決定する。

## 9 実施回数

1会場につき年間10回程度（学校行事との兼ね合いから実施日を決定、1年生は6回程度）とする。

18会場をA・Bの2グループに分け、Aは第2土曜日、Bは第4土曜日に実施する。5月のAグループ及び3月のBグループについては、別月の第5土曜日をあらかじめ指定する。

## 10 実施期間

令和8年5月23日(土)から令和9年3月13日(土)まで。ただし1年生は令和8年10月10日(土)から令和9年3月13日(土)まで。

## 11 実施時間割（例）

### (1) 5月から9月まで（4回実施予定）

時間	学年（教科）	
8時30分～9時10分	4年生（国語）	5・6年生（国語）
9時10分～9時20分	休憩	休憩
9時20分～10時00分	4年生（算数）	5・6年生（算数）
児童入れ替え		
10時20分～11時00分	3年生（国語）	2年生（国語）
11時00分～11時10分	休憩	休憩
11時10分～11時50分	3年生（算数）	2年生（算数）

### (2) 10月から3月まで（6回実施予定）

時間	学年（教科）	
8時30分～9時10分	4年生（国語）	5・6年生（国語）
9時10分～9時20分	休憩	休憩
9時20分～10時00分	4年生（算数）	5・6年生（算数）
児童入れ替え		

10時20分～11時00分	1年生（国語）	2・3年生（国語）
11時00分～11時10分	休憩	休憩
11時10分～11時50分	1年生（算数）	2・3年生（算数）

### 中学3年生の部

#### 12 対象

本事業により学習を希望する市内の市立中学校に通う3年生生徒（特別支援学級在籍の生徒を含む）とする。登録見込み人数は別紙2のとおりとする（定員は設けない）。

#### 13 実施場所

	実施場所	所在地	対象
1	第一中学校	野田市野田 829-1	第一中学校の3年生生徒
2	第二中学校	野田市中根 139	第二中学校の3年生生徒
3	東部中学校	野田市目吹 1500	東部中学校の3年生生徒
4	南部中学校	野田市花井 67	南部中学校の3年生生徒
5	北部中学校	野田市谷津 673	北部中学校の3年生生徒
6	川間中学校	野田市中里 136-1	川間中学校の3年生生徒
7	福田中学校	野田市三ツ堀 782	福田中学校の3年生生徒
8	岩名中学校	野田市岩名 1700	岩名中学校の3年生生徒
9	木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393-1	木間ヶ瀬中学校の3年生生徒
10	二川中学校	野田市桐ヶ作 418	二川中学校の3年生生徒
11	関宿中学校	野田市関宿台町 2150	関宿中学校の3年生生徒

#### 14 実施日

原則として第1・第3土曜日に実施するものとし、実施日については令和8年5月末までに委託者において決定する。

#### 15 実施回数

1校につき年間11回程度とする。

#### 16 実施期間

令和8年9月19日(土)から令和9年2月20日(土)まで

## 17 実施時間割（例）

1 時限目	休憩時間	2 時限目	会場整理
午前 9 時 00 分 ～ 午後 9 時 50 分	午前 9 時 50 分 ～ 午前 10 時 00 分	午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 50 分	午前 10 時 50 分 ～ 午前 11 時 00 分

## 小学生の部・中学3年生の部 共通

## 18 研修

受託者は、スタッフを対象に、事業の準備期間等に人権、児童生徒の安全確保、業務の遂行に係る研修を実施し、資質の向上に努めること。なお、研修内容を委託者に報告すること。研修に係る費用は受託者の負担とする。

## 19 運営に当たっての留意事項

(1) 受託者は、委託者から提供された子ども未来教室利用者名簿により出席簿を作成し、管理するものとする。

(2) 参加児童生徒の個人情報の管理

子ども未来教室への参加は事前申込制とし、児童生徒名等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

また、受託者の個人情報保護マニュアルを提出すること。

(3) 受託者は、子ども未来教室の利用の中止等、受講児童生徒の保護者からの届出があった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

(4) 受託者は、児童生徒個々の学力状況等に応じ、学習支援のための教材を用意すること。ただし、教材の選定に当たっては、委託者と協議すること。

(5) 受託者は、委託者と連携をとり、出席率の向上を図ること。

(6) 受託者は、良好な学習環境の維持・確保に努めること。

## 20 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、受託者からの請求に基づき、野田市が支払うものとする。支払の時期や回数については、別途協議するものとする。

登録見込み人数と実際の申込者数に差が生じた場合の対応として、

(1) 申込者数が登録見込み人数を上回った場合

申込者全員を受け入れること。またその場合の委託料については委託者と協議すること。

(2) 申込者数が登録見込み人数を下回った場合

申込者数に応じて、学習支援員を適切に配置すること。これに伴い、経費が減となるものについては委託業務完了後に精算するものとし、委託者と協議すること。

21 経費等について

(1) 対象となる経費

本事業に必要な経費とする。ただし、事業者の運営等に係る経常的な経費は対象外とする。なお、各会場の使用料（机・椅子等を含む）は無料とする。

(2) 経費負担

委託者は契約金以外の費用を負担しない。また、受講児童生徒の保護者に費用の支払いを求めてはならない。

22 各種報告

本事業の実施状況を記載した報告書を、次のとおり提出するものとする。

- (1) 受託者は、子ども未来教室日誌及び、当該月の開催日数、学習支援員数、受講児童生徒数及び支援内容について、実施状況報告書を作成し、会場毎に1か月分を取りまとめたうえで、翌月の10日までに委託者に提出すること。
- (2) 児童生徒の出欠状況については、実施の都度、翌週に報告すること。
- (3) 定期的に委託者と受託者で定例会議を開催し、実施会場の運営状況や課題、改善点等について協議を行うものとする。
- (4) 事業実施前後の学力や意欲の変化等を事業実績として評価するため、参加児童生徒の学力測定及び参加児童生徒と保護者へのアンケート調査を実施するなど、事業の評価検証結果を報告すること。
- (5) 事業終了後の翌月の末日までに、実績報告書及び収支報告書を提出すること。

23 その他

- (1) 受講児童生徒及び保護者と受託者あるいは学習支援員との間で発生したトラブルについては、速やかに委託者に報告すること。トラブルについては、原則として受託者の責任で対応すること。
- (2) 本事業を遂行するに当たり、野田市の信用を失墜させる行為を行ってはならない。
- (3) 委託者が受託者に対し、本事業に関する情報の開示を求めた場合には、受託者は速やかに対応すること。

- (4) 事業費が適正に活用されているかどうかを判断するため、委託者が受託者に対し、事業に係る各種会計書類等の確認や現地調査を行う場合がある。また、本事業は、国の補助事業となる予定であるため、会計検査院、文部科学省及び千葉県の実地検査等の対象事業となる場合があることに留意すること。
- (5) 本事業の実施に当たり、野田市のほか、参加者やその他の第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を委託者に報告すること。また損害賠償の責任は受託者が負うものとする。
- (6) 委託者が指定した施設において本事業を実施するに当たり、会場となる施設の備品（机・椅子等）の設置・撤去、会場清掃等の作業については、受託者の責任において実施することとなるが、各施設管理者の指示に従い、公の施設であることを念頭に置き、適切な扱いをすること。  
その他、受託者は、施設の使用に当たって委託者の指示に従い、施設管理者と事前に十分な打ち合わせを行い、事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (7) 委託者は受講児童生徒の安全を確保するために、必要な保険制度への加入等の措置を講じているが、受託者は受講児童生徒の安全について十分に配慮すること。
- (8) 災害（予報を含む）や感染症等により休講とする場合は、委託者より受託者及び受講児童生徒の保護者へ連絡する。

#### 24 委託期間終了に伴う引継ぎ

受託者は、本事業の委託期間が終了するとき、又は委託契約が取り消されたときは、次の受託事業者が円滑、かつ支障なく運営業務を遂行できるよう速やかに引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託者となった場合はこの限りでない。

なお、引継ぎにかかる経費は、受託者が負担するものとする。

#### 25 協議等

仕様書に記載のない疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により対応するものとする。